

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務仕様書

1 業務名

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

2 業務の目的及び内容

業務の内容等は、以下のとおりとする。

(1) 目 的

本市の公共交通空白地域において、NPO法人等の運行主体が実施する自家用有償旅客運送（共助交通）について、適正かつ合理的で持続可能な運行管理を行うため、共助交通及び運行管理のノウハウを有する民間事業者に対して、自家用有償旅客運送に必要な運行管理を支援する業務を委託する。

(2) 委託業務の内容

本市が運営を補助する自家用有償旅客運送（以下、「運行」）に関し、別紙1に記載の6運送に係る運行管理支援業務（以下、「運行管理支援業務」という。）を行う。

①運行に係る運行管理の代行者の手配

②運行管理業務の支援

- ア) 道路運送法施行規則第51条の23第1項各号に定める事項を記載した運転者毎の運転者台帳（以下、「運転者台帳」という。）の確認。
- イ) 道路運送法施行規則第51条の22第1項に基づき、運行車両に乗務しようとする運転者に対して運行管理の代行者が乗務前・乗務後に点呼等を行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認、点呼の記録（以下、「点呼記録」という。）の作成および保管。

【点呼の内容】

- ・運転者に対して自身の体調等の報告を求めると共に確認（酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する事務所に備えられたアルコール検知器（全地域が所有）を用いて検査を行うこと。
- ・点呼は、現地における対面または、ふるさとバスを除く5地域が所有しているタブレット、ふるさとバスにおいては運行管理者のスマートフォンを用いた遠隔のどちらかによること。
- ・運転者に対して、必要に応じて自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。

- ・本市が必要に応じて内容の確認ができる状態としておくこと。
 - ・点呼記録は委託契約の期間に限り保管すること
 - ・点呼等の手順や使用する端末の操作等は受注者が運行主体及びドライバーへ必要に応じた説明を行うこと。
- ウ) 運行車両に乗務した運転者が道路運送法施行規則第51条の22第4項各号に定める事項を記載した乗務記録（以下、「乗務記録」という。）の作成及び保管。
- 【乗務記録に関する補足】
- ・運転者から聞き取って作成すること（運転者から報告が無い場合は、報告するよう受注者から指示すること）
 - ・乗務記録は委託契約の期間に限り保管すること
 - ・乗務記録は市が必要に応じて内容の確認ができる状態としておくこと。
- エ) 道路運送法施行規則第51条の19に準じた運行に係る運転者および車両の配置を記した運行計画（以下、「運行計画」という。）の作成。【当該業務はいきいき国英コミュニティバスのみ対象】
- オ) 運行管理業務に必要な備品の手配・設置・点検等の支援。

③法定報告書の作成支援

- ア) 道路運送法79条の9第1項及び旅客運送事業等報告規則2条の2に基づき運行主体が作成する輸送実績報告書の作成支援。

④運行及び運行管理の改善に関する助言

- ア) 各運行主体に対する運行状況の確認（月1回以上、運行に関する問題が無いか確認すること）
- イ) 各運行主体または本市からの申し出による、運行に関する合理化、効率化、安全性向上、ダイヤ改善等に関する助言。
- ウ) 市が主催する鳥取市共助交通推進連絡会議（年1～2回開催予定）への出席及び運行改善に向けた助言。

⑤その他業務（円滑な業務執行等に必要な業務）

- ア) 円滑な本業務の実施にあたって必要となる現地調査及び運行主体との打合せ、体制構築等の業務。（本業務の委託契約を締結後、運行管理支援業務の期間が開始する前に実施すること）
- イ) 上記④ア) 及びイ) について整理した内容の本市への報告。（メールでの報告を可能とする。）
- ウ) 異常気象等（台風、豪雨、積雪等）による運休やダイヤ変更が発生した際の、市への運休及び変更内容の速やかな報告

(3) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 運行管理支援業務の実施期間及び運行日数

運行管理支援業務の実施期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

受注者の手配した運行管理の代行者が運行管理支援業務の全部または一部を行う運行日数の総計（見込）は、別紙1第2項に定めるとおりとする。

(5) 成果物及び提出先等

受注者が市及び運行主体へ提出する成果物は次のとおりとする。

成果物	提出先	提出期限
業務実績報告書	市交通政策課	委託期間終了後、7日以内
点呼記録	各運行主体	運行がされ、かつ運行管理の代行者が点呼を行った場合に、当該運行の当日
乗務記録	各運行主体	運行がされ、かつ運行管理の代行者が運行管理支援業務の全部または一部（但し、乗務記録に係る業務が含まれている場合に限る。）を行った場合に、当該運行の当日
運行計画	いきいき国英 ふるさとづくり 協議会	作成依頼があった日から、14営業日（受注者が稼働している日）以内

3 運行管理支援業務の実施に必要な備品等

(1) 備品等の準備・配備

業務の実施にあたって、必要となる備品等は受注者が手配、準備するものとし、必要な備品等は経費として計上するものとする。受注者が準備した備品等を各運行主体へ貸与する場合は、受注者と運行主体の間で貸借契約を締結するものとする。

(2) 運行主体で所有する備品及び取扱いについて

現在、各運行主体が所有している以下の備品を用いて点呼業務を実施しており、引き続き当該備品を使用して点呼業務を実施できることとする。

備品名：タブレット端末

・メーカー：aiwa 型式：aiwa tab AB10L-2

所有する運行主体：いきいき国英ふるさとづくり協議会
いきいき社まちづくり協議会

・メーカー：Lenovo 型式：Lenovo Tab M8 4th Gen 2024 LTE

所有する運行主体：特定非営利活動法人さじ未来

大和地区まちづくり協議会
ふるさと散岐地域づくり協議会

※各運行主体が1台ずつ所有

※業務により発生するデータ通信料及び通信契約に必要な事務手数料は本委託契約にかかる経費として計上するものとする。

4 再委託の制限等

受注者は、事前の書面による承諾を取得することなく、運行管理支援業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。

5 秘密の保持

運行管理支援業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

6 その他

- （1）運行管理支援業務の実施期間の開始前に本市及び運行主体と導入にあたる打ち合わせ及び各地域の現地調査と実施必要な体制構築を行い、双方が合意の上で業務を推進するものとする。
- （2）本契約の委託料は各地域の運行実績（運行日数）に応じて契約価格を上限に精算を行う。精算時は、契約時に設定する日額管理業務費単価を参照することとする。
- （3）本仕様書に定めのない事項が生じた場合については本市及び受注者で協議する。

別 紙 1

(1) 委託業務対象とする運送

名称	運行主体	運送の区域
ふるさとバス	特定非営利活動法人 OMU	御熊、内海中、白兔、小沢見、三津地域
いきいき国英 コミュニティバス	いきいき国英ふるさとづくり協議会	河原町国英地区
いきいき社バス	いきいき社まちづくり協議会	用瀬地区
さじ未来号	特定非営利活動法人 さじ未来	佐治地区
大和ふれあいタクシー	大和地区まちづくり協議会	大和地区
さんき楽楽バス	ふるさと散岐地域づくり協議会	河原町散岐地区

(2) 運行管理支援を行う業務日数（運行日）

名称	運行日	業務日数の 総計（見込）
ふるさとバス	水、木、金曜日 1/4～12/29 （祝日、8/13～15、12/30～1/3 運休）	平日 120 日
いきいき国英 コミュニティバス	平日 1/4～12/28 （12/29～1/3 運休） ※土日祝一部予約運行あり	平日 201 日 土日祝 10 日
いきいき社バス	平日・土曜日 1/4～12/28 （12/29～1/3 運休）	平日 201 日 土曜日 42 日
さじ未来号	毎日 ※全便予約運行	平日 205 日 土日祝 99 日
大和ふれあい タクシー	平日・土日祝 1/4～12/28 （8 月 13 日～15 日、12/29～1/3 運休） ※平日一部時間帯予約運行・土日祝予約運行	平日 201 日 土日祝 40 日
さんき楽楽バス	平日 1/4～12/28 （12/29～1/3 運休） ※土日祝一部予約運行あり	平日 201 日 土日祝 10 日

（以下、余白）